

受付・郵送物受領発送作業委託事務員に関する規程

(目的)

第1条

この規程は北海道支部における受付・郵送物受領発送作業委託事務員に関する事項を定めたものである。

(採用)

第2条

事務員を採用する際は、一般社団法人 北海道放射線技師会と協議の上、候補者を選考し、支部役員会の承認を得るものとする。

(勤務時間)

第3条

事務員の勤務は別に定める労働条件通知書の条件とする。

(給与)

第4条

事務員の給与は、別に定める労働条件通知書の通り支給する。

- 2 給与は実働時間を計算し支給する。
- 3 給与は直接本人にまたは振込みで支給するものとする。

(雇用契約)

第5条

雇用期間は別に定める労働条件通知書に定める期間とする。

- 2 受付・郵送物受領発送作業委託契約書は別に定める書式とする。

(退職)

第6条

事務員が次の事由に該当するときは退職とする。

- (1) 雇用期間が満了したとき
- (2) 本人が退職を申し出たとき。ただし、退職する2カ月以上前に届け出ること

(解雇)

第7条 事務員が次の事由に該当するときは解雇することができる。

- (1) 勤務成績不良で事務員として不相当と認められたとき
- (2) 心身の故障により業務に耐えられないと認められたとき

(改 廃)

第 8 条

この規程は支部役員会の決議により改訂することができる。

付則. この規程は平成 29 年度より適用する。

2020 年 03 月 04 日 一部改訂